

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. May 2016

2017年以降の個人所得税の減税

タイ国内閣は、財務省が提案した以下の個人所得税の減税案を承認しました。

	従前の規定		新たな規定	
経費控除 <ul style="list-style-type: none"> 給与所得または役務提供に対する対価 著作権、その他の権利に対するロイヤルティ 	<ul style="list-style-type: none"> 収入金額の40%。ただし、60,000 バーツを上限とする。 収入金額の40%。ただし、60,000 バーツを上限とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 収入金額の50%。ただし、100,000 バーツを上限とする。 収入金額の50%。ただし、100,000 バーツを上限とする。 	
所得控除 <ul style="list-style-type: none"> 本人（納税者）控除 配偶者控除 扶養（子供）控除 子女教育控除 遺産財団 パートナーシップ 	<ul style="list-style-type: none"> 30,000 バーツ 30,000 バーツ 15,000 バーツ/子。ただし、3人を上限とする。 2,000 バーツ/子。ただし、3人を上限とする。 30,000 バーツ 30,000 バーツ/パートナー。ただし、60,000 バーツを上限とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 60,000 バーツ 60,000 バーツ 30,000 バーツ/子 廃止 60,000 バーツ 60,000 バーツ/パートナー。ただし、120,000 バーツを上限とする。 	
個人所得税率	課税所得金額 (バーツ)	税率	課税所得金額 (バーツ)	税率
	1 – 150,000	0	1 – 150,000	0
	150,001 – 300,000	5	150,001 – 300,000	5
	300,001 – 500,000	10	300,001 – 500,000	10
	500,001 – 750,000	15	500,001 – 750,000	15
	750,001 – 1,000,000	20	750,001 – 1,000,000	20
	1,000,001 – 2,000,000	25	1,000,001 – 2,000,000	25
	2,000,001 – 4,000,000	30	2,000,001 – 5,000,000	30
4,000,001 –	35	5,000,001 –	35	

観光業に対する租税措置

タイ国内閣は、以下の租税措置によってタイ国内の観光、研修およびセミナーを活性化するとする財務省の提案を承認しました。

- 法人およびパートナーシップに対し、2016年1月1日から2016年12月31日までの期間に行われる研修およびセミナーに係るセミナー会場費、宿泊費、交通費、その他従業員の国内研修およびセミナーに係る費用、もしくは当該研修およびセミナーのためにツアーガイド事業に関する法律に基づくツアーガイド事業者およびツアーガイドに支払われる費用の200%の費用控除を認める。
- 個人所得税の納税者に対し、2016年1月1日から2016年12月31日までの期間に、ツアーガイド事業に関する法律に基づくツアーガイド事業者およびツアーガイドに支払われるサービス料、あるいは国内旅行のためにホテル事業に関する法律に基づくホテル事業者に支払われる宿泊費と同額を個人所得税の計算上控除することを認める。ただし、15,000バーツを上限とする。

宝石事業に対する租税措置

タイ国内閣は、以下の租税措置によって宝石やタイの装飾品の販売に関連する事業をサポートするとする財務省の提案を承認しました。

- 個人販売業者もしくは輸入者に対し、カットされていないダイヤモンドおよび宝石用原石（人工鉱石や模造品を除く）の販売もしくは販売目的の輸入に係るVAT（付加価値税）を免除する。
- カットされていないダイヤモンドおよび宝石用原石（人工鉱石や模造品を除く）の販売から生じた所得で、すでに源泉税が控除されているものについて個人所得税を免除する（当該所得は個人所得税の計算から除かれる）。
- 一定の場合、宝石の購入の際に源泉税の控除を要する。

不動産ファンドの租税免除廃止

タイ国内閣は、証券および証券取引に関する法律に基づき設定された不動産ファンドに対する税務上の取扱を改正する（VAT（付加価値税）、特定事業税および印紙税の免除制度を廃止する）財務省の提案を承認しました。

テクノロジー、研究開発および革新に係る費用控除

一定の研究開発費用について三重控除を認める勅令 No. 598 が公表されました。また、以下の条件を定めた財務省省令 No. 6 が公表されました。

- テクノロジー、研究開発および革新の特性を決定するルール
- プロジェクトの検証および承認のためのタイ国立科学技術開発局への提出要件（ただし、法人が科学技術開発局事務局に登録されている場合、プロジェクトへの投資金額が3百万バーツ以下である場合など、一定の場合には例外が適用される）

2011年の洪水による保険事業者の不良債権の消却

タイ国内閣は、2011年の洪水に係る再保険の減損引当金に関連して、再保険契約に基づき洪水補償金を受け取る保険会社（債権者）の未収入金で保険委員会事務局が設定した条件に基づいて不良資産として取り扱われる不良債権の消却を認めるという財務省の提案を承認しました。当該消却が資産の損失もしくは損害のための再保険資産に関連している、もしくは2011年7月1日から2011年12月31日までの期間に発生した洪水によるもので2011年1月1日以降に開始する事業年度に消却される場合には、財務省省令 No. 186 に定められている不良債権の償却要件を満たす必要はありません。

（注）本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax
Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax
Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
ktthaidamri@deloitte.com

Business Tax (Business Model
Optimization)
Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services
Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

Transfer Pricing & Customs Services
Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI
Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/th/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte’s more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500® companies.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2016 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.